

令和5年第1回下仁田町議会臨時会会議録第1号（19日）

招集年月日	令和5年5月19日								
招集の場所	下仁田町議会議場								
開閉会日時 及び宣言	開会	令和5年5月19日午前10時00分				議長	佐藤博		
	閉会	令和5年5月19日午後2時28分				議長	佐藤博		
議員出席状況	議席番号	氏名	応招 不応招 別	出欠席 別	議席番号	氏名	応招 不応招 別	出欠席 別	
応招 11名 不応招 0名 出席 11名 欠席 0名 欠員 0名	1	小井土 光 弘	○	○	7	佐藤 博	○	○	
	2	大手 博 幸	○	○	8	千野 榮 治	○	○	
	3	佐々木 信 也	○	○	10	堀口 博 志	○	○	
	4	岡田 邦 敏	○	○	11	岡田 武 二	○	○	
	5	木暮 弘 元	○	○	12	佐藤 公 夫	○	○	
【凡 例】 ○応招・出席を 示す ×欠席・不応招 を示す	6	岩崎 正 春	○	○					
会議録署名議員	3番	佐々木 信 也	4番		岡田 邦 敏				
職務のため議場に 出席したものの氏名	事務局 長	佐藤 正 明			書記	佐藤 里 奈			
地方自治法 第121条に より説明のた め出席した者 の氏名	町 長	原 秀 男			福祉課 長	鈴木 昌 吾			
	教 育 長	里 見 立 夫			保健課 長	今井 美 和			
	総務課 長	岡野 均			農林課 長	佐藤 圭 司			
	企画課 長	神戸 領 栄			商工観光課 長	林 光 一			
	住民税務課 長	下山 光 一			建設水道課 長	荻野 文 昭			
	会計課 長	岡野 宏 巳			教育課 長	竹内 誠			

議 事 日 程 別紙のとおり

会 議 に 付 し た 議 件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 第21号議案 専決処分の承認を求めることについて（下仁田町税条例の一部を改正する条例）
- 4 第22号議案 専決処分の承認を求めることについて（下仁田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 5 第23号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度下仁田町一般会計補正予算（第6号））
- 6 第24号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第3号））
- 7 第25号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号））
- 8 第26号議案 財産の取得について
- 9 第27号議案 令和5年度下仁田町一般会計補正予算（第1号）
- 10 第28号議案 令和5年度下仁田町水道事業会計補正予算（第1号）

会 議 の 経 過

開 会 令和5年5月19日 午前10時00分

○議長 佐藤博 議員の出席数が定足数に達しておりますので、ただいまから、令和5年第1回下仁田町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

○議長 佐藤博 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、3番 佐々木信也君と、4番 岡田邦敏君を指名いたします。

○議長 佐藤博 続いて、日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思っております。これにご異議ございま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤博 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日に決定いたしました。

○議長 佐藤博 続いて、町長から臨時会招集の挨拶を願います。
町長

(原秀男町長 登壇)

○町長 原秀男 令和5年第1回臨時会の開会にあたり、ご指名を頂きましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

今日は、議員の皆様におかれましては、臨時会にご参集いただきありがとうございますとございます。

数年来に渡って住民生活や行政運営に様々な制限を課して参りました「新型コロナウイルス」も、今月から季節性インフルエンザ同様の「法定第5類」へ移行され、新たな局面を迎えたことと認識しております。

執行といたしましては、引き続きの感染予防に注視しつつ、地域の将来を見据え、更なる賑わい創出、交流人口増を目指し、町政運営に鋭意努めて参る所存です。

さて、本臨時会では専決処分をはじめ8件の議案をご提案申し上げます。

まず、第21号議案、第22号議案では、国の地方税法の改正に準じ、町税条例並びに町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めます。

続く、第23号議案から第25号議案では、令和4年度の一般会計、介護保険特別会計、浄化槽整備事業特別会計のそれぞれの補正予算に係る専決処分の承認を求めます。

また、第26号議案では、消防車両に係る財産の取得についてご提案します。

さらに、第27号議案、第28号議案では、令和5年度一般会計並びに水道事業会計補正予算についてご審議賜りたいとするものです。

とりわけ、第27号議案、第28号議案の今年度補正予算では、「令和5年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の使途に係る予算計上を主にご提案するものです。

コロナ禍における原油・物価高騰に端を発した生活者や事業者へ公として正面から取り組むための施策についての予算計上でありますので、慎重審議

の上、ご理解賜りたくお願い申し上げます。

いずれも、詳細につきましては、後ほど担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、令和5年第1回臨時会の開会にあたりましての挨拶といたします。

○議長 佐藤博 ここで暫時休憩いたします。

なお、引き続きまして、302委員会室において全員協議会を開催しますので、議案書をお持ちの上、移動していただきますようお願いいたします。

休 憩 午前10時04分

再 開 午後 1時42分

○議長 佐藤博 休憩を解いて再開いたします。

○議長 佐藤博 日程第3、第21号議案 専決処分の承認を求めることについてを議題とし、提案理由の説明を住民税務課長に求めます。

住民税務課長

(下山光一住民税務課長 登壇)

○住民税務課長 下山光一 命によりまして、第21号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第21号議案 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和5年5月19日提出、下仁田町長 原秀男。

裏面をお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり下仁田町税条例の一部を改正する条例を専決処分する。

令和5年3月31日、下仁田町長 原秀男。

改正理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則等の一部を改正する省令が、令和5年3月31日にそれぞれ公布されたこと等に伴い、関連する下仁田町税条例の一部改正を行う必要が生じたためでございます。

次ページをお願いいたします。

下仁田町税条例の一部を改正する条例。

下仁田町税条例の一部を次のように改正する。

以下の改正内容につきましては、さきの全員協議会においてご説明申し上げ

げましたので、省略をさせていただきます。

4 ページをお願いいたします。

附則、施行期日、第1条、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以下につきましても、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第21号議案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、第21号議案は、原案のとおり承認されました。

○議長 佐藤博 次に、日程第4、第22号議案 専決処分の承認を求めることについてを議題とし、提案理由の説明を住民税務課長に求めます。

住民税務課長

(下山光一住民税務課長 登壇)

○住民税務課長 下山光一 命によりまして、第22号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第22号議案 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年5月19日提出、下仁田町長 原秀男。

裏面をお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり下仁田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分する。

令和5年3月31日、下仁田町長 原秀男。

理由でございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3

月31日に公布されたことに伴い、関連する下仁田町国民健康保険税条例の一部改正を行う必要が生じたためでございます。

次ページをお願いいたします。

下仁田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

下仁田町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

以下の改正内容につきましては、さきの全員協議会においてご説明申し上げましたので、省略をさせていただきます。

附則、施行期日、第1項、この条例は令和5年4月1日から施行する。

適用区分、第2項、この条例による改正後の下仁田町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上でございますが、よろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第22号議案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、第22号議案は、原案のとおり承認されました。

○議長 佐藤博 次に、日程第5、第23号議案 専決処分の承認を求めることについてを議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。

総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第23号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第23号議案 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年5月19日提出、下仁田町長 原秀男。

次ページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり令和4年度一般会計補正予算（第6号）を専決処分する。

令和5年3月31日、下仁田町長 原秀男。

次ページをお願いいたします。

令和4年度下仁田町一般会計補正予算（第6号）。

令和4年度下仁田町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,450万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億3,426万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年3月31日専決処分、下仁田町長 原秀男。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正ですが、款の区分と補正予算額を申し上げます。初めに、歳入です。

2款地方譲与税14万6,000円。

3款利子割交付金23万8,000円の減。

4款配当割交付金86万1,000円。

5款株式等譲渡所得割交付金55万4,000円。

6款法人事業税交付金809万5,000円。

7款地方消費税交付金1,549万8,000円。

8款ゴルフ場利用税交付金165万7,000円。

9款環境性能割交付金177万5,000円。

10款地方特例交付金144万8,000円の減。

11款地方交付税3,230万8,000円。

14款使用料及び手数料87万2,000円の減。

15款国庫支出金702万円の減。

16款県支出金69万5,000円の減。

18 款寄付金 5 3 0 万円。

19 款繰入金 3 5 0 万 7, 0 0 0 円の減。

21 款諸収入 3 3 0 万 3, 0 0 0 円の減。

22 款町債 4 7 0 万円の減。

23 款自動車取得税交付金 8 万 9, 0 0 0 円。

歳入合計 5 4 億 8, 9 7 6 万 3, 0 0 0 円に 4, 4 5 0 万円を追加し、
5 5 億 3, 4 2 6 万 3, 0 0 0 円としております。

4 ページをお願いいたします。

歳出です。

1 款議会費 2 6 2 万 9, 0 0 0 円の減。

2 款総務費 8, 1 1 7 万 4, 0 0 0 円。

3 款民生費 2 1 8 万 7, 0 0 0 円の減。

4 款衛生費 1, 2 6 0 万 2, 0 0 0 円の減。

6 款農林水産業費 7 9 2 万 9, 0 0 0 円の減。

7 款商工費 3 1 0 万円の減。

8 款土木費 2 5 1 万 6, 0 0 0 円。

10 款教育費 1, 0 7 4 万 3, 0 0 0 円の減。

歳出合計 5 4 億 8, 9 7 6 万 3, 0 0 0 円に 4, 4 5 0 万円を追加し、
5 5 億 3, 4 2 6 万 3, 0 0 0 円としております。

6 ページをお願いいたします。

2 表、地方債補正変更です。

起債の目的は、過疎対策事業債で限度額 1 億 8, 5 5 0 万円から 4 6 0 万円を減額し、限度額を 1 億 8, 0 9 0 万円に。

緊急自然災害防止対策事業債は限度額 4, 8 7 0 万円から 1 0 万円を減額し、限度額 4, 8 6 0 万円としております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じでございます。

続きまして、歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1、総括につきましては省略をさせていただきます。

また、10 ページの 2、歳入、15 ページの 3、歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明をいたしましたので省略をさせていただきます。

以上ですが、よろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。
討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第23号議案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員であります。よって、第23号議案は、原案のとおり承認されました。

○議長 佐藤博 次に、日程第6、第24号議案 専決処分の承認を求めることについてを議題とし、提案理由の説明を福祉課長に求めます。

福祉課長

(鈴木昌吾福祉課長 登壇)

○福祉課長 鈴木昌吾 命によりまして、第24号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第24号議案 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年5月19日提出、下仁田町長 原秀男。

次ページをお願いします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり令和4年度下仁田町介護保険特別会計補正予算(第3号)を専決処分する。

令和5年3月31日、下仁田町長 原秀男。

次ページをお願いします。

令和4年度下仁田町介護保険特別会計補正予算(第3号)。

令和4年度下仁田町の介護保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ238万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億3,192万円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月31日専決処分、下仁田町長 原秀男。

次ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正ですが、款の区分と補正予算額のみ申し上げます。

歳入。

3款国庫支出金4万6,000円の減。

4款支払基金交付金6万円の減。

5款県支出金8万7,000円の減。

7款繰入金218万7,000円の減。

歳入合計14億3,430万円から238万円を減額し14億3,192万円としております。

歳出。

1款総務費216万円の減。

2款保険給付費117万円の減。

5款地域支援事業費95万円の増。

歳出合計14億3,430万円から238万円を減額し14億3,192万円としております。

次ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書ですが、1の総括については、説明を省略させていただきます。

6ページからの歳入、8ページからの歳出につきましては、さきの全員協議会で説明済みでございますので、省略させていただきます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第24号議案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、第24号議案は、原案のとおり承認されました。

(「10分ほど休憩をしていただきたいと思います」の声あり)

○議長 佐藤博 それでは、ここで暫時休憩いたします。

再開を2時10分といたします。よろしくお願いいたします。

休 憩 午後 2時03分

再 開 午後 2時11分

○議長 佐藤博 それでは、休憩を解いて再開いたします。

○議長 佐藤博 次に、日程第7、第25号議案 専決処分の承認を求めることについてを議題とし、提案理由の説明を建設水道課長に求めます。

建設水道課長

(荻野文昭建設水道課長 登壇)

○建設水道課長 荻野文昭 命によりまして、第25号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第25号議案 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年5月19日提出、下仁田町長 原秀男。

次ページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり令和4年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第3号)を専決処分する。

令和5年3月31日、下仁田町長 原秀男。

次ページをお願いします。

令和4年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第3号)。

令和4年度下仁田町の浄化槽整備事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ110万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,690万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年3月31日専決処分、下仁田町長 原秀男。

2 ページをお願いいたします

第1表、歳入歳出予算補正ですが、款の区分と補正予算額のみ申し上げます。

歳入。

1 款分担金及び負担金 1 9 万円の減。

2 款使用料及び手数料 2 万 9, 0 0 0 円の減。

4 款県支出金 1 1 万 2, 0 0 0 円の減。

6 款繰入金 1 2 万 6, 0 0 0 円。

8 款諸収入 1, 0 0 0 円の減。

9 款町債 9 0 万円の減。

歳入合計 6, 8 0 1 万 4, 0 0 0 円から 1 1 0 万 6, 0 0 0 円を減額し、6, 6 9 0 万 8, 0 0 0 円としております。

歳出。

1 款浄化槽事業費 1 1 0 万 5, 0 0 0 円の減。

2 款公債費 1, 0 0 0 円の減。

歳出合計 6, 8 0 1 万 4, 0 0 0 円から 1 1 0 万 6, 0 0 0 円を減額し、6, 6 9 0 万 8, 0 0 0 円としております。

3 ページをお願いします。

第2表、地方債補正でございます。

起債の目的、浄化槽施設設置事業（下水道事業債）は、限度額 5 8 0 万円から 4 0 万円を減額し、5 4 0 万円に。

浄化槽施設設置事業（過疎対策事業債）は 1 5 0 万円から 5 0 万円を減額し 1 0 0 万円としております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じでございます。

4 ページの歳入歳出予算事項別明細書ですが、1 の総括については説明を省略させていただきます。

5 ページからの歳入、7 ページからの歳出につきましては、さきの全員協議会で説明済みでございますので、省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第25号議案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、第25号議案は、原案のとおり承認されました。

○議長 佐藤博 次に、日程第8、第26号議案 財産の取得についてを議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。

総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第26号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第26号議案 財産の取得について。

次のとおり財産を取得したいので、下仁田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定及び地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、名称、消防自動車。

2、種類及び数量、消防ポンプ自動車4WD、1台。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約の金額、金2,816万円。

5、契約の相手方、群馬県高崎市矢中町821番地、温井自動車工業株式会社、代表取締役、温井勲雄。

令和5年5月19日提出、下仁田町長 原秀男。

以上ですが、よろしく願いいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第26号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、第26号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤博 次に、日程第9、第27号議案 令和5年度下仁田町一般会計補正予算(第1号)を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。

総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第27号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第27号議案 令和5年度下仁田町一般会計補正予算(第1号)。

令和5年度下仁田町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,734万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億534万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年5月19日提出、下仁田町長 原秀男。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正ですが、款の区分と補正予算額を申し上げます。初めに、歳入です。

15款国庫支出金7,122万3,000円。

19款繰入金2,611万9,000円。

歳入合計48億800万円に9,734万2,000円を追加し、49億534万2,000円としたいとします。

次に、歳出です。

2款総務費9,493万8,000円。

3款民生費240万4,000円。

歳出合計48億800万円に9,734万2,000円を追加し、49億534万2,000円としたいとします。

3ページに移りまして、歳入歳出予算事項別明細書ですが、1、総括につ

きましては省略をさせていただきます。

また、6ページの2、歳入、7ページの3、歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明をいたしましたので省略をさせていただきます。

以上ですが、よろしくお願ひいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第27号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長 佐藤博 挙手多数です。よって、第27号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤博 次に、日程第10、第28号議案を議題とし、提案理由の説明を建設水道課長に求めます。

建設水道課長

(荻野文昭建設水道課長 登壇)

○建設水道課長 荻野文昭 命によりまして、第28号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第28号議案 令和5年度下仁田町水道事業会計補正予算(第1号)。

総則。

第1条、令和5年度下仁田町水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、令和5年度下仁田町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げます。

なお、款の区分のみ申し上げます。

収入。

第1款水道事業収益2億5,981万6,000円、42万円の減、2億5,939万6,000円。

支出。

第1款水道事業費用2億5,860万6,000円、58万6,000円の減、2億5,802万円。

令和5年5月19日提出、下仁田町長 原秀男。

なお、次ページの実施計画以降につきましては、さきの全員協議会でご説明をいたしましたので省略させていただきます。

以上ですが、よろしくお願ひいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第28号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、第28号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤博 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、字句等の整理につきましては、議長に一任願ひしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤博 異議なしと認めます。よって、字句等の整理につきましては、議長に一任願ひします。

これをもちまして、令和5年第1回下仁田町議会臨時会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

なお、この後、例月の議会全員協議会を開催いたしますので、302委員会室にこのままご移動いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

閉 会

令和5年5月19日 午後 2時28分

以上は、会議の経過を記載したものである。その内容に相違ないことを証するため、
地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 佐 藤 博

署名議員 佐々木 信 也

署名議員 岡 田 邦 敏
